

見本

市区町村民税課税証明書

(A) - (B) = (C)が申請書3ページの表の計(エ)に該当します。全員分を合算した計(オ)が140万円(※)未満であれば、所得基準は満たすことになります。(記載例の場合、「保護者等」に該当する者がこの方の場合もしくは、他の方の計(エ)の金額が0円であれば、3,980,000 - 2,635,500 = 1,344,500(計(エ)) = 計(オ)となるので所得基準は満たします。)

※ 親権者が寡婦控除の適用がある場合は143万円未満、寡夫控除の適用がある場合は147万円未満

総所得純損失、繰越損失など表記が異なる場合や、「繰越控除額」とまとめて記載されている場合があります。雑損失の繰越控除を適用するためには、確定申告を行う必要があるため、雑損失の繰越控除があると見込まれる場合には、確定申告書の控え(税務署受付印のあるもの(確定申告を電子申請で行った場合には、電子申告の受信通知))で御確認ください。

※ 雑損失とは、自身の資産について災害や盗難などによって損害を受けた場合に、その損失の一部を所得から差し引くことができる所得控除のことです。

※ 損失の繰越控除とは、本年分の損失を控除しきれないときに、翌年以降にその損失を繰り越して翌年以降の所得から控除することができる制度です。

納税義務者		収入金額		所得割額		均等割額		年税額		
令和	年度	給	与	市民税	円	円	円	円	円	
(令和	年分所得)	公的年金等		府民税	円	円	円	円	円	
令和	年度									
(令和	年分所得)									
収入金額	給	与	4,800,000円	市民税	円	円	円	円	円	
	公的年金等		0円	府民税	円	円	円	円	円	
所得の金額の内訳	本人該当	扶養該当	所得控除額	課税標準額						
総所得	2,830,000円	特別障害者	0円	雑損	0円	総所得	円			
内給与	3,300,000円	控対配	1人	医療費	350,000円	土地等事業雑	円			
営業等所得	0円	人控対配	0人	社会保険料	720,000円	分離短期譲渡	円			
農業所得	320,000円	居老親等	0人	小企共済掛金	570,000円	分離長期譲渡	円			
不動産所得	-1,030,000円	人扶養	0人	生命保険料	0円	※2 利子所得	円			
利子所得	0円	定扶養	0人	寄附金	0円	株式等の譲渡	円			
配当所得	0円	6歳未満	2人	地震保険料	5,500円	上場株式配当	円			
雑所得	0円	その他扶養	1人	障老寡学	0円	先物取引所得	円			
譲渡・一時所得	0円	居特別障害	0人	配偶者特別	0円	山林所得	円			
先物取引所得	0円	別障害	0人	配偶扶養	660,000円	退職所得	円			
株式等の譲渡	510,000円	その他障害	0人	基礎	330,000円					
上場株式配当	0円			所得控除合計	2,635,500円					
雑損失繰越控除(損失)	150,000円				(B)					
純損失繰越控除(損失)	34,000円									
株式譲渡繰越控除(損失)	3,000円									
先物取引繰越控除(損失)	12,000円									
居住用譲渡損失	71,000円									
		+	0円							
			3,980,000円							
			(A)							

雑損失繰越控除(損失) 150,000円
 純損失繰越控除(損失) 34,000円
 株式譲渡繰越控除(損失) 3,000円
 先物取引繰越控除(損失) 12,000円
 居住用譲渡損失 71,000円

基礎控除及び所得控除合計の記載がない課税証明書もありますので、当該2つの記載がない場合には、※2に基礎控除分33万円も合算してください。
 2,305,500(※2) + 330,000 = 2,635,500(B)

○所得控除額計(B)はこの欄の金額を確認。
 ・(B)のような合計が記載されていない課税証明書もありますので、その場合は※1の金額すべてを合計してください。

○給与所得以外の所得がある場合は、以下の計算方法による合計額(A)を計算してください。
 ・不動産所得のように損失(マイナス計上)となっているものや雑損失以外の繰越控除(損失)については0円とみなし、合計してください。
 ・雑損失の繰越控除(損失)については差し引いてください(0円とみなさない)。
 ・所得の区分については、先物取引所得、株式等の譲渡、上場株式等に係る配当の他に、山林所得、退職所得等が「分離課税の所得」に含まれます。

市区町村(長)名 公印